

## 移住支援金対象法人登録に関する QA

Q1 「雇用保険適用事業主であること」という要件について、現在は役員 2 人の会社のため雇用保険適用事業主でない。この場合、移住支援金対象法人として登録可能か。

A1 労働者を雇用した後でなければ、雇用保険適用事業主になることはできません。従って、このケースの場合、雇用後に届け出をすることを条件に登録することは可能です。

なお、マッチングサイト(ジンチャレ求人)には移住支援金対象法人として、表示とともに付された条件を記載します。雇用後、雇用保険適用事業主になった証拠資料等を県(岐阜県産業人材課)に提示いただければ、その条件の記載を削除します。

また移住者は、就業先が雇用保険適用事業主になった証拠書類(雇用保険適用事業所設置届の写し、または雇用保険被保険者資格取得届の写し)を添えて移住する市町村に移住支援金を申請してください。その書類がない場合は、移住支援金を受け取ることができないことがあります。

### ▼求人票に記載される事項

「移住支援金対象の求人」の欄に「対象」と記載

「加入保険に関する特記事項」の欄に「移住支援金交付申請時に雇用保険適用事業主の届けがされている必要があります。」と記載